平成２７年（フ）第３９２１号
大阪市東淀川区大桐４－５－23、住民票上の住所大阪市西淀川区姫島３丁目11番47－414号
債務者　樋口　忠雄
1　決定年月日時　平成27年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４１５１号
大阪府門真市北島町８番14号
債務者　泉　　敦志
1　決定年月日時　平成27年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４４５１号
大阪市中央区島之内２丁目３番10号　メゾンドシャルム201
債務者　貞包　杏奈（旧姓細川）
1　決定年月日時　平成27年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４５４９号
大阪市福島区吉野１丁目１番19号
債務者　村山　　明
1　決定年月日時　平成27年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４５５０号
大阪市都島区都島本通４丁目20番31－306号
債務者　佐々木健仁
1　決定年月日時　平成27年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４５９４号
大阪市西淀川区出来島１丁目３番１－702号
債務者　岡本　万里
1　決定年月日時　平成27年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４６５１号
大阪市港区市岡１丁目25番14号、住民票上の住所京都府京田辺市薪茶屋前１番地７
債務者　鴈　　将利
1　決定年月日時　平成27年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４６７８号
大阪府高槻市柳川町２丁目20番３号
債務者　山尾　亜紀
1　決定年月日時　平成27年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４８４６号
大阪市北区天神西町３番14号グランドール南森町Ⅰ　302号室
債務者　藤野　真並
1　決定年月日時　平成27年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４８７５号
大阪府寝屋川市萱島東１丁目７番７号（201号）
債務者　岡田　　朋
1　決定年月日時　平成27年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４８８３号
大阪府大東市野崎１丁目19番２号
債務者　今村　秀一
1　決定年月日時　平成27年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第５００８号
大阪府寝屋川市三井が丘１丁目１番２－102号
債務者　茶木　章夫
1　決定年月日時　平成27年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第５０１６号
大阪市北区菅原町９番12－411号
債務者　辻井　敬子
1　決定年月日時　平成27年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第５０６９号
大阪市城東区鴫野西３丁目６番Ａ－625号
債務者　伴ノ内清二
1　決定年月日時　平成27年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第５１４０号
大阪府大東市三箇１丁目19番11号
債務者　岩城　信子
1　決定年月日時　平成27年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第９４号
岡山県津山市上河原138番地33　バトンルージュ101、前住所岡山県津山市加茂町公郷1005番地12
債務者　池田　　圓
1　決定年月日時　平成27年12月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月12日まで
岡山地方裁判所津山支部

平成２７年（フ）第２０３２号
横浜市緑区白山１丁目９番37－304号
債務者　服部　健一
1　決定年月日時　平成27年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月10日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月12日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部